

# TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/>

令和7年5月23日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp)

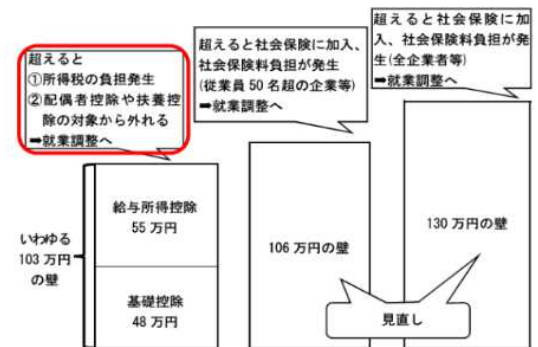
担当：友成・渡辺

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7F南森町6F

TEL：06-6361-8301 FAX：06-6361-8302

## 令和7年度税制改正のポイント（所得税③）

令和7年度税制改正で見直されたいわゆる「年収の壁」には、前回と前々回の2回にわたりご説明した「所得税の壁」のほか「社会保険の壁」があります。年収が一定額を超えると社会保険へ加入する必要があり、超えた分の金額よりも負担する社会保険の額が多くなり、手取り金額が減少することになります。これが「社会保険の壁」です。年末になるとパート従業員の方が働き止めをする要因として、所得税・住民税よりも社会保険への加入が必要となる給与収入106万円または130万円が大きな壁といわれています。



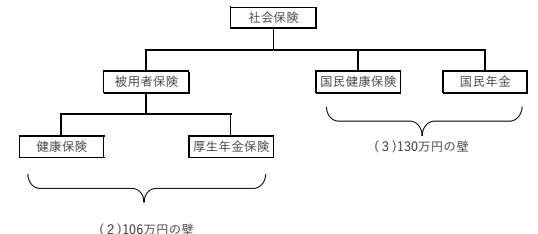
### 1. 現行の社会保険加入の要件

- (1) 社会保険においては、週所定労働時間の4分の3以上働いている人は、フルタイムとして強制加入となります。  
 (2) (1)のフルタイム以外の企業のパート従業員の方は以下の要件を満たすと、社会保険へ強制加入となります。

- ①労働時間が週20時間以上であること
- ②年収106万円(月額8.8万円)以上であること
- ③その会社の従業員数が51人以上であること
- ④学生でないこと

フルタイム以外で働いている人のうち労働時間が週20時間未満の人は、従来どおり社会保険の加入は強制されません。

(3) 上記の要件を満たさない、たとえば従業員が50人以下の中小企業等の場合は、年収が130万円を超えると配偶者等の被扶養者からはずれ、自分で国民健康保険・国民年金に加入し、社会保険の支払いをしなければなりません。



### 2. 改正予定の概要

令和6年12月の社会保障審議会において了承された改正案についてご説明しますが、まだまだ議論がされており、実際法案として提出されるかどうかは未確定です。次のような形で労働時間週20時間以上の従業員の厚生年金保険への強制加入を進めることが検討されていましたが、夏の次期国会には提出されない可能性が高いです。

#### ①会社が社会保険料の肩代わりを可能にする制度の導入

社会保険料は会社と従業員が折半で負担することとされていますが、改正案が施行されると、年収が増加することで突然社会保険料の負担が発生し、手取り額が年収が増加する前よりも減少するケースが出てきます。これが新たな壁にならないように徐々に増加するような仕組みとして、年収106万円から156万円について、年収に応じて企業9：従業員1から企業5：従業員5となるように負担割合を変更できる制度を企業が選択できる予定です。なお、会社が社会保険料の肩代わりを可能にする制度は令和8年4月導入の方向で検討されています。

#### ②「106万円の壁」は撤廃か？

週20時間以上働いても、給与収入を年間106万円未満に抑えて厚生年金の加入を不要としている方が110万人います。令和8年10月から給与収入にかかわらず、週20時以上働くと厚生年金への強制加入が予定されています。

#### ③企業規模要件の撤廃

従業員50人以下の企業では、従業員は20時間以上や106万円以上にかかわらず、130万円以下ならば厚生年金保険への加入が強制されていません。改正では、右図のように令和9年10月から段階的に企業規模要件を引き下げ、令和17年10月から企業規模要件を撤廃する予定です。

| 企業規模要件の撤廃時期 |                |       |
|-------------|----------------|-------|
| ①           | 令和9(2027)年10月  | 36人以上 |
| ②           | 令和11(2029)年10月 | 21人以上 |
| ③           | 令和14(2032)年10月 | 11人以上 |
| ④           | 令和17(2035)年10月 | 全撤廃   |

#### ④5人以上の個人事業所の非適用業種の解消

個人事業所は、業種によって厚生年金保険の加入が不要とされています。令和11年10月から従業員5人以上の新設個人事業所は厚生年金保険の加入が義務付けられ、既存事業所は従来どおりとされる予定です。

### 3. まとめ

負担の増える企業に対しては助成金等も検討されていますが、参議院選挙が行われることもあり、この社会保険制度の改正案が国会に上程されるかどうかは、先行き不透明です。中小企業の経営者やパート労働者の方にとっては、大きな影響がある社会保険の改正ですので、今後の制度設計に注目です。